

事例検討事項

1. ヒアリング情報

- ・自宅は、住める間は住み続けて、母子→恵娘・息彦に相続させたいが、空き家になったら売却して欲しい。
- ・近所の空き家は、認知症のため、売却できないままになっている。
- ・母子は軽度の認知症。
- ・恵娘は近くにいるが、息彦は県外に居住している。
- ・家族関係は良好。

2. このまま何もしなかった場合

(1) 空き家になった際の売却方法

- ① 父男に契約能力があれば、父男自身が売却可能。
- ② 父男が認知症であれば、成年後見申立てが必要。

(2) 問題点

- ① 売却代金は父男の財産となり、その後も父男自身で管理処分が必要。
父男が自ら管理できなくなった場合は、成年後見申立てが必要。
父男相続時に、母子の成年後見申立てが必要になる可能性が高い。
- ② 成年後見申立てに手間と費用がかかるうえ、自宅売却には家裁の許可が必要。
専門職が成年後見人に選任される可能性が高い。
原則として、父男の死亡まで後見人業務が必要であり、報酬が発生する。

3. 家族信託組成に際しての検討事項

(1) 信託目的と信託財産

- 目的 ①父男と母子の生活の安定、居住権と福祉の確保、
②将来の自宅売却手段の確保、

財産 自宅と預貯金の一部

定期預金などは解約して信託金銭とすることも検討する。

(2) 信託財産の承継と終了時期

実家信託は空き家になった場合の売却が主要目的
→父男と母子の死亡で終了しても良いと思われる。

(3) 信託関係人

関係者は4人しかいない前提とすると、受託者は恵娘が適任であるが、
息彦は受益者代理人と予備受託者のどちらが良いか検討が必要。

家族関係が良好であることから、目的達成まで信託が終わらないことを優先した結果、
息彦を予備受託者とし、中立的に判断できる専門職を信託監督人とした。

他に予備受託者の適任者がいる場合は、息彦を受益者代理人にすることも検討する。

(4) その他の方法の併用について

父男の公正証書遺言作成、父男と母子について任意後見契約の検討が必要。

→父男の相続発生時に、遺産分割協議のために母子の成年後見申立てが必要な事態は避けたい。